吉田 貴明

1. 授業の概要(ねらい)

行政の役割はきわめて広範であることから、多様な行政活動すべてを個別に学習していくのは困難でしょう。そこで、行政法の学習にあたっては、①行政はどのような組織によって行われるのか(行政組織法)、②行政は私たちとの間にどのような法関係をもたらすのか(行政作用法)、③行政によって私たちの権利利益が侵害されたときはどうするのか(行政救済

法)、という3つの類型に分けて理解していくことが重要です。 この科目では、前記③を取り上げることとします。すなわち、行政の活動に基づいて形成された、または将来形成されうる 法律関係に不服がある場合において、これに関連する者の権利救済を図る手段を学習します。「行政法 I 」で取り扱う行 政組織法・行政作用法とは異なり、通則法上の諸制度を中心に検討していきます。

2. 授業の到達目標

この科目は,行政法をめぐる「紛争の解決のための道筋を見出す」能力を修得することを目的とし,以下の2点を到達目 標とします。

- ①行政救済法の基礎概念・基礎理論を理解すること。
- ②現実に生じた行政上の課題について、判例・学説の考え方に基づいて、論点を整理したうえでその解決策を検討できる ようになること。
- 3. 成績評価の方法および基準

小テストおよびレポートにより評価します。

4. 教科書·参考文献

曽和俊文ほか 『現代行政法入門』 (有斐閣)

参考文献

宇賀克也ほか編 『行政判例百選 I・Ⅱ』 (有斐閣)

大橋真由美ほか 『行政法判例50!』 (有斐閣)

宇賀克也 『行政法概説Ⅱ 行政救済法』 (有斐閣) (有斐閣)

『社会とつながる行政法入門』 大橋洋一 大橋洋一 『行政法Ⅱ 現代行政救済論』 (有斐閣)

5. 準備学修の内容

テキストに従って講義を進めていくため、基本的にはテキストを用いて予習・復習を行ってください。

- ・予習…テキストの指定範囲を読み進め、わからない用語等があれば参考文献等で確認しておいてください。
- ・復習…理解が十分でない点を中心に、テキスト、ノートや参考文献等により見直してください。

6. その他履修上の注意事項

- ①テキスト・参考文献については、いずれも最新版を用意してください。
- ②実定法を確認する機会が多々あります。コンパクトサイズの六法を持参するなど、適宜条文を参照できるような態勢を整 えてから授業に臨んでください。
- ③「行政法 I 」を履修したことを前提に講義を行います。授業内でも簡潔に説明はするものの,基本的には,各自において 適宜復習してください。
- ④不法行為法や民事訴訟法等の法律科目の知識を必要とする項目があります。これらの科目を事前に、または、並行して 履修することが望ましいでしょう。

7. 授業内容

イントロダクション…行政法総論の基礎概念 【第1回】

【第2回】 行政訴訟法の全体像

【第3回】 取消訴訟の対象

【第4回】 取消訴訟の原告適格と訴えの利益

【第5回】 取消訴訟のプロセス

【第6回】 無効等確認訴訟,不作為の違法確認訴訟,差止訴訟

【第7回】 義務付け訴訟,法定外抗告訴訟

【第8回】 当事者訴訟

民衆訴訟,機関訴訟 【第9回】

【第10回】 行政上の不服申立制度

【第11回】 公権力の行使に関する賠償

営造物の瑕疵に関する賠償 【第12回】

【第13回】 損失補償

総括…行政救済法 【第14回】

【第15回】 補論…行政救済法の実相(オンライン)